

持続化給付金 申請要領

(申請のガイダンス)

個人事業者等向け

2020年6月29日

持続化給付金事務局
(中小企業庁 令和2年度補正 持続化給付金事務事業)

はじめに

持続化給付金とは？

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を給付します。

給付額

個人事業者等は**100万円**まで
※ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限です。

■給付額の算定方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

給付対象

フリーランスを含む個人事業者が広く対象となります。

※2020年1月から3月に開業した個人事業者等は、P.40以降をご確認下さい。

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は、「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け」の申請要領をご覧下さい。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30～19:00 6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※申請支援窓口の設置場所等については、持続化給付金HPでご確認下さい。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

概略①（申請の流れ）

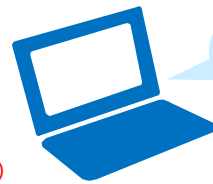
持続化給付金の申請手順

1

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索



スマホでも
できる！

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>)

2

申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 [仮登録]

3

入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認して、
[本登録]へ

4

ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成されます

● 基本情報 ● 売上額 ● 口座情報 を入力

個人事業者等の基本
事項と、ご連絡先

入力すると、
申請金額を
自動計算！

【通帳の写し】を
アップロード！

5

必要書類を添付

- 2019年分の確定申告書類の控え
 - 売上減少となった月の売上台帳等の写し
 - 本人確認書類の写し
- ※スマホなどの写真画像でもOK（できるだけきれいに撮って下さい！）

申請

持続化給付金事務局で、申請内容を確認

※申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。

通常2週間程度で、給付通知書を発送／ご登録の口座に入金

概略②（申請のうち本登録の流れ）

宣誓・同意事項のチェック

- ☑ **給付対象要件**を満たしていること（満たしていない場合は電子申請で先に進めません）
 - (1) 2019年以前から事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続意思があること
 - (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(対象月)が存在すること
- ☑ **必須入力事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと**
- ☑ **不給付要件(給付対象外となる者)**に該当しないこと
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - (2) 宗教上の組織若しくは団体
 - (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者
- ☑ 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立ち入り検査等の調査に応じること
- ☑ 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金を返還すること
- ☑ 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- ☑ 持続化給付金給付規程(個人事業者等向け)に従うこと

基本情報の入力

事業者の基本情報と連絡先について入力

証拠書類等及び給付額の算定に関する特例 はP. 25へ

申請フォームの入力

売上情報

- 2019年の年間事業収入
- 対象月の月間事業収入
(2020年の売上減少月の金額)
- 2019年の対象月と同月の月間事業売上
→【申請金額】(=給付見込額)は自動計算されます



添付資料

- ① **青色申告の場合** **計3枚**((a)1枚のみも可)
 - (a) 2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)、及び
 - (b) 所得税青色申告決算書の控え(2枚)

※((a)のみを提出する場合は、P10を要確認)

- ② **白色申告の場合** **計1枚**
2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚)

※確定申告書第一表の控には収受日付印が押印(受付日時が印字)されていること。

※e-Taxによる申告の場合は「受信通知(メール詳細)」を添付すること。

- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの
(2020年〇月及び月間収入の合計額が明確に記載されていること)
※売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする

口座情報

- 金融機関名 ● 金融機関コード
- 支店名 ● 支店コード
- 種別(普通・当座)
- 口座番号 ● 口座名義人



添付資料

- ① **申請者本人名義の口座通帳の写し**
※通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方
※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピー
- ② **本人確認書類**
(住所・氏名・明瞭な顔写真のある下記のいずれか)
 - (1) 運転免許証(両面)
 - (2) 個人番号カード(表面のみ)
 - (3) 写真付きの住民基本台帳カード
 - (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書
(在留資格が特別永住者のものに限る)

※いずれの場合も申請を行う日において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る

 - (1)~(4)を保有していない場合には、(5)又は(6)いずれかの組み合わせで代替することができる
 - (5) 住民票の写し及びパスポートの両方
 - (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方

申請の手続

<通常の申請>

1.申請の要件を確認する

2.申請する

<申請の特例>

※通常の場合では不都合が生じる方のみご覧下さい。

1. 申請の要件を確認する（給付対象者・不給付要件）

■ 給付対象者・不給付要件

● 給付対象者

- (1) **2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業継続する意思があること。**

※事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとし、2019年の年間事業収入は、当該欄に記載されるものを用いることとします。

※ただし、証拠書類として住民税の申告書類の控えを用いる場合には、2019年の年間事業収入は市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）における「収入金額等」の事業欄に相当する箇所に記載されるものを用いることとします。

※なお、課税特例措置等により、当該金額と所得税青色申告決算書における「売上（収入）金額」欄又は収支内訳書における「収入金額」欄の額が異なる場合には、「売上（収入）金額」又は収支内訳書における「収入金額」を用いることができます。

- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）**があること。

※対象月は、2020年1月から申請する月の前月までの間で、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択できます。

※青色申告を行っている場合、前年同月の事業収入は、所得税青色申告決算書における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額を用いることとします。ただし、青色申告を行っている者で、①所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）、②所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者、③相当の事由により当該書類を提出できない者は、以下の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※白色申告を行っている場合、確定申告書に所得税青色申告決算書（農業所得用）を添付した場合又は住民税の申告書類の控えを用いる場合には、月次の事業収入を確認できないことから、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとします。

※対象月の事業収入については、**新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金などの現金給付を除いて算定することができます。**

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

注：一部の特例を活用する際には給付対象者の特例があります。（P.41）

● 不給付要件

以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

1. 申請の要件を確認する（申請期間・方法）

■申請期間・方法

(1)申請期間

給付金の申請期間は**令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**となります。

注：電子申請の送信完了の締め切りが、令和3年1月15日の24時までとなります。

(2)申請方法

持続化給付金の申請用HP (<https://jizokuka-kyufu.jp>) からの電子申請。（電子申請の詳細はP12~を参照して下さい。）

下記の項目を申請画面に入力し、証拠書類等を申請画面上で添付して申請して下さい。

■入力必須事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ① 屋号・雅号 | ② 申請者住所 |
| ③ 業種 | ④ 申請者氏名 |
| ⑤ 生年月日 | ⑥ 連絡先 |
| ⑦ 2019年の事業収入 | ⑧ 対象月及び前年同月の月間事業収入 |
| ⑨ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報 | |

■申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

①青色申告を行っている場合

- (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え
- (イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
- (ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (エ) P.21の本人確認書類
- (オ) その他事務局等が必要と認める書類

②白色申告を行っている場合

- (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え
- (イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
- (ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (エ) P.21の本人確認書類
- (オ) その他事務局が必要と認める書類

※ (ア) について、少なくとも、2019年分の**確定申告書第一表の控えには収受日付印が押印**（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること。**ご自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付すること。**これらの提出が難しい場合には、P.18をご覧ください。

※ 「受信通知（メール詳細）」及び「申告データ（確定申告書第一表等）」の確認方法について（令和2年5月12日）

(https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/msgbox_kakunin.htm)

※ (イ) について、売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認めます。

1. 申請の要件を確認する（宣誓・同意事項）

■宣誓・同意事項

持続化給付金を申請するにあたり下記の7項目の全てに対して宣誓又は同意する必要があります。（申請画面にて、宣誓・同意頂きます。）

●宣誓・同意事項

- (1) 給付対象者の要件を満たしていること
- (2) 不給付要件に該当しないこと
- (3) 入力必須事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと
- (4) 事務局及び中小企業庁長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- (5) 不正受給が判明した場合には、規定に従い給付金の返還等を行うこと
- (6) 暴力団排除に関する誓約事項に同意すること
- (7) 持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）に従うこと

1. 申請の要件を確認する（給付額の算定方法）

■ 給付額の算定方法

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、2019年の年間事業収入から、対象月の月間事業収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとします。

※月間事業収入が、前年同月比50%以下となる月で任意で選択した月を【**対象月**】と呼びます。対象月は、2020年1月から12月までの間で、事業者が選択した月とします。

■ 給付額の算定式（青色申告の場合）

S：給付額（上限100万円）
A：2019年の年間事業収入
B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は100万円となります。

■ 給付額の算定式（白色申告の場合）

S：給付額（上限100万円）
A：2019年の年間事業収入
B：対象月の月間事業収入

$$S = A - B \times 12$$

給付の上限は100万円となります。

1. 申請の要件を確認する（算定例（青色申告））

■ 給付額の算定事例

給付金額の算定例1) 青色申告の場合

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	30	20	10	30	30	20	30	30	30	20	20	30
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	13								

2019年の年間事業収入：300万円

2019年の4月の月間事業収入：30万円

2020年4月の月間事業収入：13万円

2019年4月分の月間事業収入が30万円、2020年4月の月間事業収入が13万円であり、前年同月比で50%以上減少しているため給付対象となります。

$$144\text{万円} = 300\text{万円} - 13\text{万円} \times 12$$

$$144\text{万円} > 100\text{万円（上限額）}$$

給付額 100万円

※ただし、青色申告を行っている者であって、

① **所得税青色申告決算書を提出しない者（任意）**

② 所得税青色申告決算書に月間事業収入の記載がない者

③ 相当の事由により当該書類を提出できない者

は、次頁の白色申告を行っている者等と同様に、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較することとする。

1. 申請の要件を確認する（算定例（白色申告））

■ 給付額の算定事例

給付金額の算定例2) 白色申告の場合

2019年	合計											
	300											
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	40	20	20	10								

2019年の年間事業収入：300万円

2019年の月平均の事業収入：300万円÷12＝25万円

2020年4月の月間事業収入：10万円

2019年の月平均の事業収入が25万円、2020年4月の月間事業収入が10万円であり、50%以上減少しているため給付対象となります。

$$180\text{万円} = 300\text{万円} - 10\text{万円} \times 12$$

$$180\text{万円} > 100\text{万円（上限額）}$$

給付額 100万円

※白色申告を行っている場合、2019年の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入を比較すること。

申請の手続

<通常の申請>

1.申請の要件を確認する

2.申請する

<申請の特例>

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧下さい。

2. 申請する（基本情報・口座情報の入力）

■基本情報の入力

基本情報として入力いただくのは下記の項目です。

①	屋号・雅号	屋号又は雅号を入力してください
②	申請者住所	本人確認書類と同じ 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
③	書類送付先	②と同じ場合は入力不要 郵便番号・住所（都道府県・市区町村・番地・ビルマンション名等）
④	業種（日本産業分類）	大分類、中分類で該当する業種をご入力ください（申請画面で選択式）
⑤	申請者氏名	申請者の氏名を入力してください
⑥	生年月日	申請者の生年月日を西暦で入力してください
⑦	申請者電話番号	申請者の電話番号を入力してください
⑧	申請者メールアドレス	申請者のメールアドレスを入力してください
⑨	2019年の事業収入	2019年の売上金額を入力してください
⑩	対象月	対象月を入力してください
⑪	対象月の月間事業収入	青色申告の場合：2019年の同月の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください 白色申告の場合：2019年の平均の売上と比較して50%以上減少している月の金額を入力してください
⑫	対象月の2019年同月の事業収入	対象月の2019年同月の事業収入を入力してください

■口座情報の入力

①	金融機関名	銀行名を入力してください
②	金融機関コード	金融機関コード（4桁の数字）
③	支店名	支店名を入力してください
④	支店コード	支店コード（3桁の数字）
⑤	種別	普通預金/当預預金
⑥	口座番号	口座番号を入力してください
⑦	口座名義	申請者名と一致するもの

※口座名義人は申請者名と一致している必要があります。

2. 申請する（証拠書類等の添付）

■ 証拠書類等の種類

■ 申請するにあたり申告の種類に応じて下記の4種類の証拠書類等の提出が必要となります。

※スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

	証拠書類等の名前	証拠書類等の内容	参照
①	確定申告書類（青色申告）	・ 確定申告書第一表（1枚） ・ 所得税青色申告決算書（2枚）	P.15
	確定申告書類（白色申告）	・ 確定申告書第一表（1枚）	P.16
②	2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	・ 対象月の売上台帳等	P.19
③	通帳の写し	・ 銀行名・支店番号・支店名・口座種別	P.20
		・ 口座番号・口座名義人が確認できるもの	
④	本人確認書の写し	・ 本人確認書類	P.21

【原則】

確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていること、ご自宅からのe-Taxによる申告の場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。（P.17）

【例外1】

收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知（メール詳細）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。この場合、收受印等のない確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控えを用いることができます。（P.18）

【例外2】

例外1によることもできず、「納税証明書（その2所得金額用）」による代替提出がない場合も申請を受け付けますが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要したり、また、確認の結果、給付金の給付ができない場合があります。

納税証明書（その2所得金額用）

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。

詳しくは国税庁（e-TAX）のHPをご覧ください。
（https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm）

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①-1青色申告）

①-1確定申告書類 青色申告（最大計3枚）

- 確定申告書第一表の控え（1枚）
 - 所得税青色申告決算書の控え（2枚）
- 2019年分を提出して下さい

※少なくとも、確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■確定申告書第一表（1枚）

窓口又は郵送にて確定申告した場合

■所得税青色申告決算書（2枚）

税務署でe-Taxにて確定申告した場合

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、P.17を参照して下さい。

※確定申告書第一表の控えに收受日付印の押印（受付日時の印字）がない場合、P.18を参照して下さい。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①-2白色申告）

①-2確定申告書類 白色申告（1枚）

● 確定申告書第一表の控え（1枚）

→ 2019年分を提出して下さい。

※收受日付印が押印（受付日時が印字）されていること。

■確定申告書第一表（1枚）

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、P.17を参照して下さい。

※確定申告書第一表の控えに收受日付印の押印（受付日時の印字）がない場合、P.18を参照して下さい。

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①-3 e-Tax）

①-3確定申告書類 e-Tax -青色申告（4枚）、白色申告（2枚）-

■受信通知（メール詳細）（1枚）

受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先		
利用者識別番号		
氏名又は名称		
受付番号		
受付日時		
年分	令和 年分	
種目	所得税及び復興特別所得税	
所得金額		
第3期分の税額	納める税金	—
	還付される税金	—
「所得金額」欄について		所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載のあるものについては、「受信通知（メール詳細）」の添付は不要とします。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの。

+

<青色申告の場合>

- 確定申告書第一表（1枚）
- 所得税青色申告決算書（2枚）

<白色申告の場合>

- 確定申告書第一表（1枚）

又は

※e-Taxを通じて申請を行っており、受信通知（メール詳細）がない場合、P.18を参照して下さい。
※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付①の特例）

①-4確定申告書類 収受日付印または受信通知（メール詳細）のいずれも存在しない場合

■納税証明書（その2所得金額用）（1枚）

収受日付印（受付日時印字）または受信通知（メール詳細）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」（事業所得金額の記載のあるもの）を提出することで代替することができます。

注：納税証明書の取得のために税務署への来署される方が増えており、発行までにお時間をいただく場合があります。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、オンライン請求をぜひご利用下さい（請求日当日の受取を指定された場合には、発行までにお時間をいただく場合がありますので、翌日以降の日の受取をご指定下さい。）。詳しくは[国税庁のHP](#)をご覧ください。

納税証明書
(その2 所得金額用)

住 所 (納税地)
氏 名 (氏 名)

税 目

年 分	所 得 金 額		納 税 額
	申 告 額	更正・決定等の額	

(備 考)
○ 経路番号発行日種別の所得金額は上記のとおりですが、今後、修正申告又は税務署若しくは国税局（国税事務所）の調査による更正等により異動が生じる場合があります。

納税 (証明) 第 号
上記のとおり、申請しないことを証明します。
令和 年 月 日
税務署長
財務事務所

+

<青色申告の場合>

- 確定申告書第一表（1枚）
- 所得税青色申告決算書（2枚）

※納税証明書と併せて提出する場合、収受日付印（受付日時印字）は不要です

<白色申告の場合>

- 確定申告書第一表（1枚）

又は

※納税証明書と併せて提出する場合、収受日付印（受付日時印字）は不要です

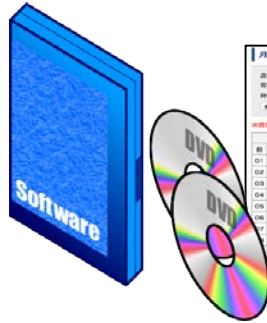

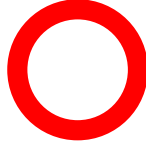
※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付②売上台帳等）

■②2020年分の対象とする月の売上台帳等

対象月の事業収入（合計）額がわかる売上台帳等を提出して下さい。
 フォーマットの指定はありませんので、経理ソフト等から抽出したデータ、
エクセルデータ、手書きの売上台帳などでも構いません。
 書類の名称も「売上台帳」でなくても構いません。ただし、提出するデータが対象月の事業収入であること及び対象月の事業収入の合計額を確認できる資料を提出して下さい。（2020年●月と明確に記載されている等）

経理ソフトから抽出した売上データ


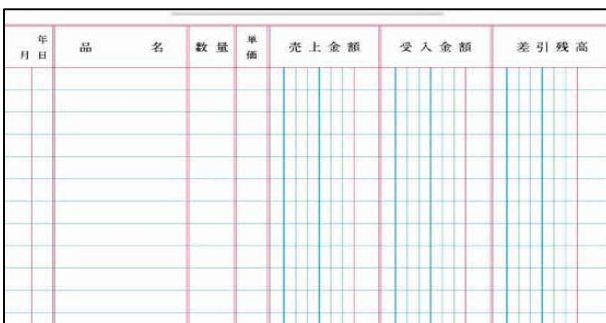





エクセルで作成した売上データ





手書きの売上台帳のコピーなど

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付③通帳の写し）

■③通帳の写し

申請者名義の口座の通帳の写し。

銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにスキャン又は撮影して下さい。

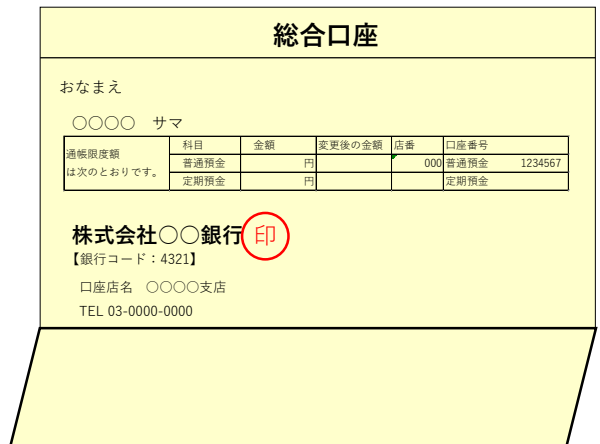
上記が確認できるように、必要であれば、通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方を添付して下さい。

※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



！！ご注意ください！！
画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません！

※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（証拠書類等の添付④本人確認書類）

■④本人確認書類

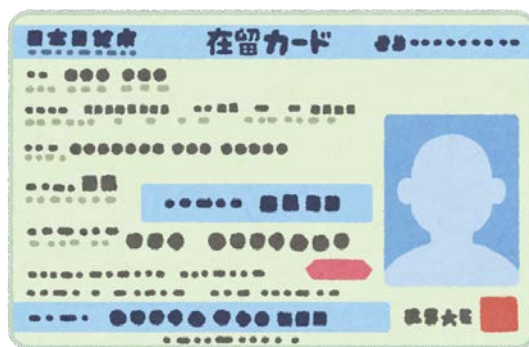
本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出して下さい。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

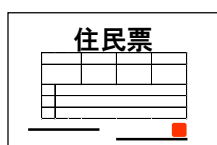
※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。

なお、(1) から (4) を保有していない場合は、(5) 又は (6) で代替することができます。

- (5) 住民票の写し及びパスポートの両方 ※パスポートは顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の写し及び各種健康保険証の両方



+



+



※各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

2. 申請する（登録内容の確認・証拠書類等の添付・確認）

■登録内容の確認

- 宣誓・同意事項の承認（チェック）
- 下記の入力情報が正しいかの確認
 - ①基本情報
 - ②売上額（申請金額は自動計算）
 - ③口座情報

■証拠書類等の添付・確認

- 証拠書類等が正しく添付されているかの確認
 - ①-1青色申告：確定申告書第一表の控え及び
所得税青色申告決算書の控え
 - ①-2白色申告：確定申告書第一表の控え
 - ②2020年の対象月の売上台帳等
 - ③通帳の写し
 - ④本人確認書類

※上記①については、確定申告の実施状況に応じて、青色申告又は白色申告に係る書類を提出して下さい。

2. 申請する（申請後の流れ・不正受給時の対応）

※申請が完了すると給付額の変更は受け付けられません※
※重複申請は給付の遅れに繋がりますのでご遠慮下さい※

■申請後の流れ

申請頂いた内容・証拠書類等の確認をさせていただきます。
不明な点が発生した場合、入力いただきましたメールアドレスへ連絡をさせていただきますので、連絡が入りましたらマイページで内容をご確認いただき、対応をお願いします。

申請内容に不備等が無ければ、2週間程度で事務局名義にて申請された銀行口座に振込を行います。

なお、確認が終了した際には、給付通知（不給付の場合には不給付通知）を発送させていただきます。通知が到着した際には内容をご確認下さい。
※通知の到着前に振込が行われる場合もあることをご了承下さい。

■不正受給時の対応

提出された証拠書類等について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって**不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。**

- ①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。
- ②申請者の屋号・雅号・氏名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

受付時間 8:30~19:00 6月（毎日）7月から12月（土曜日を除く日から金曜日）

※申請支援窓口の設置場所等については、持続化給付金HPでご確認下さい。

「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

申請の手続

<通常の申請>

1.申請の要件を確認する

2.申請する

<申請の特例>

※通常の申請では不都合が生じる方のみご覧下さい。

注：申請の特例に設定された条件を満たさなかった場合も、給付要件を満たしていれば通常の申請を行うことは可能です。

証拠書類等及び給付額の算定等に関する特例

A：証拠書類等に関する特例

A-1 2019年分の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合 P.27

2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え

A-2 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」(令和2年4月6日国税庁)に基づき、2019年分の確定申告を完了していない場合又は住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合その他相当の事由により提出できない場合 P.27

2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控え

B：給付額に関する特例

B-1 2019年新規開業特例 P.29
2019年1月から12月までの間に開業した者に対する特例

個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書
※開業日・開始年月日が2019年12月31日以前かつ提出日が2020年4月1日以前

2019年分の確定申告書

B-2 季節性収入特例 P.32
月当たりの事業収入の変動が大きい者に対する特例

B-3 事業承継特例 P.33
事業収入を比較する2つの月の間に事業承継を受けた者に対する特例
※承継をする者の死去に伴う承継についてはこちらでご確認下さい

個人事業の開業・廃業等届出書
※「開業」と「承継」を示す
※所得税の青色申告承認申請書等(事業の承継を行った者が死去された場合)

2019年分の確定申告書

B-4 罹災特例 P.39
2018年又は2019年に発行された罹災証明書等を有する者に対する特例

罹災証明書等

C：2020年開業に関する特例

C-1 2020年新規開業特例 P.40
2020年1月1日から3月31日までの間に開業した者に対する特例

個人事業の開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書

持続化給付金に係る収入等申立書(個人事業者等向け)

は特例の場合に追加で必要になる証拠書類等

証拠書類等及び給付額の算定に関する 特例A，B

A-1、A-2 証拠書類等の特例

2019年の事業収入に関する証拠書類等として、2019年分の確定申告書類の控えを提出できない場合は、下記の2つのうちいずれかを代替の証拠書類等として提出して下さい。なお、提出する書類により給付金の算定方法が異なりますので、あわせて申請金額の算定方法についても確認の上、申請して下さい。

A-1 2019年分の確定申告の義務がない場合やその他相当の事由により提出できない場合

→ 2019年分の市町村民税・特別区民税・都道府県民税の申告書類の控え（収受印の押印されたもの）を提出して下さい。

※収受印のない場合の扱いは、確定申告書第一表に収受日付印のない場合の扱いに準じます。

A-2 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」に基づいて、2019年分の確定申告を完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合

→ 2018年分の確定申告書類等の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控えを提出して下さい。

A-1、A-2 証拠書類等の特例

●市町村民税・特別区民税・都道府県民税を提出した場合の給付金の算定方法

上記の書類は、月別の収入が確認できないため、年間事業収入を12か月で割って、月平均の事業収入を算定し、2020年の対象月の事業収入がこれと比較して50%以上減少している場合は、給付対象となります。

例1) 2019年の年間事業収入が300万円 2020年3月の月間事業収入が10万円

■給付額の算定式

2019年の年間事業収入 300万円 ÷ 12か月 = 月平均の事業収入25万円

2020年3月の月間事業収入 10万円 (50%以上減少)

300万円 - 10万円 × 12 = 180万円 > 100万円 (上限額)

給付額 100万円

●2018年分の確定申告書類の控えを用いる場合の給付金の算定方法

例2) 紛失等のため2019年分の確定申告書類の控えが手元にない場合

2018年分の確定申告書類の控えを提出する場合は、事業収入の比較は、2018年と比較することになります。

2018年が288万円の売上だった場合、月平均の売上は24万円

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
18年	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
19年	※紛失等のため手元にない場合											
20年	15	15	10									

2018年との同月比で月間事業収入が50%以下
2020年3月を対象月に選択した場合。

2018年
年間事業
収入

288
万円

対象月
収入
10×12

120
万円

= 168万円 > 100万円
(上限額)

給付額 100万円

B-1 2019年新規開業特例（2019年に新規開業した事業者）

2019年1月から12月末までに新規開業した事業者は、下記の適用条件を満たし、かつ新規開業を確認できる書類を提出する場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。（④又は④´を追加提出して下さい。）

※2019年1月から12月の間に開業した場合であって、2019年の事業収入が存在しない（ゼロ円）場合には、「C-1 2020年新規開業特例」（P.47）を選択することができます。

●適用条件

2020年の対象月の月間収入が、**2019年の月平均の事業収入より50%以上減少**している場合。

■給付額の算定式

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額（上限100万円）

A：2019年の年間事業収入

M：2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1か月とみなす）

B：対象月の月間事業収入

■証拠書類等① 2019年分の確定申告書類の控え

② 対象月の売上台帳等

③ 通帳の写し

④ 個人事業の開業・廃業等届出書

（開業日**2019年12月31日**以前かつ提出日**2020年4月1日**以前）

又は、事業開始等申告書

（開始年月日**2019年12月31日**以前かつ申告日が**2020年4月1日**以前）

④´ 開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある書類

※④´を用いる場合は、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

※なお、2019年に事業の承継を行った者の死亡により事業承継を行った場合であり、本特例を適用する場合は、開業・廃業等届出書の提出日は4月2日以降でも提出可能です。

【例】2019年10月に開業 2020年3月を対象月とした場合

2019年の事業収入合計・120万円。月平均の事業収入・40万円。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
万円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	30	40	50	30	30	20

対象月の月間事業収入20万円

$$A（2019年の総事業収入）= 30 + 40 + 50 = 120万円$$

$$M（2019年の開業月数）= 3か月$$

$$B（2020年の対象月の事業収入）= 20万円$$

$$120 \div 3 \times 12 - 20 \times 12 = 240 > 100万円（上限額）$$

給付額 100万円

■個人事業の開業・廃業等届出書

当該届出書は、開業日が2019年12月31日以前であり、かつ当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であること。
 ※税務署受付印が押印されていること。

※税務署受付印が押印されていること。

提出日が2020年4月1日以前であること。

開業日が2019年12月31日以前であること。

税務署受付印		1 0 4 0	
個人事業の開業・廃業等届出書			
納税地	○住所地・○居所地・○事業所等(該当するものを選択してください) (〒 - -) (TEL - -)		
税務署長	_____		
提出日	____年 ____月 ____日提出		
上記以外の住所 事業所等	納税地以外に住所・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -) (TEL - -)		
氏名	フリガナ	生年月日	○大正 ○昭和 ○平成 ○令和
個人番号	_____		
職業	フリガナ	種別	_____
個人事業の開廃業等について次のとおり届けます。			
届出の区分	○開業(事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____ 事務所・事業所の(○新設・○増設・○移転・○廃止) ○廃業(事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。) 住所 _____ 氏名 _____		
所得の種類	○不動産所得・○山林所得・○事業(農業)所得(廃業の場合……○全額・○一部)		
開業・廃業等日	開業や廃業、事務所・事業所の新増設等のあった日	____年 ____月 ____日	
事業所等 を新増設、移転、 廃止した場合	新増設、移転後の所在地	____(〒)____	
	移転・廃止前の所在地	____(〒)____	
廃業の事由が法人 の設立に伴う ものである場合	設立法人名	代表者名	____
	法人納税地	設立登記	____年 ____月 ____日
開業・廃業に伴う 届出書の提出の有無	「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」	○有・○無	
	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」	○有・○無	
事業の概要	できるだけ具体的に記載します。		
給与等の支払 の状況	区分	従事員数	給与の定め方
	専従者	人	税額の有無 ○有・○無
	従用人		○有・○無
	計		○有・○無
	源泉所得税の納税の特例の承認に関する申請書の提出の有無	○有・○無	給与支払を開始する年月日 ____年 ____月 ____日

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

関与税理士	(TEL - -)
-------	------------

税務署 整理 理	整理番号	届出部門	A	B	C	番号確認	身元確認
	____	____	____	____	____	____	□ 済 □ 未済
	____	____	____	____	____	____	____

■事業開始等申告書

当該申告書は、**開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が2019年12月31日以前であり、かつ当該申告書の申告日が2020年4月1日以前であること。**

※受付印等が押印されていること。

第32号様式(甲)(条例第26条関係)

		新(変更後)		旧(変更前)	
事業開始等申告書(個人事業税)					
事務所 (事業所)	所在地	電話 ()		電話 ()	
	名称・屋号				
	事業の種類				
	事業主住所が事務所(事業所)所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所(事業所)所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所(事業所)所在地欄に○印を付する。				
事業主	住所	電話 ()		電話 ()	
	フリガナ				
	氏名				
	開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日		事由等	開始・廃止・※法人設立その他()
※法人設立	所在地			法人名称	
	法人設立年月日	年 月 日(既設・予定)		電話番号	
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。					
				年 月 日	
				氏名	
				都税事務所長 支庁長 殿	

※受付印が押印されていること。

開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が2019年12月31日以前であること。

申告日が2020年4月1日以前であること。

(日本工業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

B-2 季節性収入特例（月当たりの収入変動が大きい事業者）

収入に季節性がある場合など、**特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者**については、下記の適用条件を満たす場合に限り、特例の算定式の適用を選択することができます。

※ただし、所得税青色申告決算書を提出しており、月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が2018年にまたがる場合においても、基準期間の事業収入の合計が2019年の年間事業収入の50%以上を占めること。

※対象期間の終了月は2020年12月以前とする。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限100万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

- 証拠書類等
- ① 2019年分の確定申告書類の控え
※基準期間が複数年にまたがる場合には当該年分全て
 - ② 対象期間の売上台帳等
 - ③ 通帳の写し
 - ④ 本人確認書類

【例】毎年3月頃に収入が大きい者の場合

基準期間（適用条件②）
年収50%を越える連続した3ヶ月

50%以上減少（適用条件①）

対象期間
同月の3か月間

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
万円	0	0	300	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	100
円																

（通常の算定式を用いると、 $500 - 100 \times 12 < 0$ となり給付額はゼロ。）
特例を適用すると

500万円（基準期間事業収入） - 200万円（対象期間事業収入） = 300万円
300万円 > 100万円（上限額）

給付額100万円

B-3 事業承継特例（事業承継を受けた事業者）

事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた事業者で、対象月の月間事業収入が前年同月の承継前の事業者の事業収入から50%以上減少している場合、下記の証拠書類等を提出することにより特例の算定式を適用することができます。

※2019年1月から12月の間に事業の承継を受けた場合は、この特例は適用できません。ただし、P29の『B-1 2019年新規開業特例』の適用が可能です。

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限100万円）

A：事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入

B：事業の承継を受けた事業者の対象月の月間事業収入

■証拠書類等

① 2019年分の確定申告書類の控え

※事業の承継を行った者の名義によるもの

② 対象月の売上台帳等

③ 通帳の写し

④ 個人事業の開業・廃業等届出書

※「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。

※2019年分の確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

※「開業・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とされていること。事業の承継を行った者の死亡による事業承継である場合はこの限りでない。

※提出日が開業日から1ヶ月以内であり、税務署受付印が押印されていること。事業の承継を行った者の死亡による事業承継である場合はこの限りでない。

例) 2020年2月に事業者Xから事業者Yが事業承継を行った場合の給付額の算定

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
19年	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	→ 事業者X											
20年	18	10										
	→ 事業者Y											

A（事業の承継を行った者の2019年の年間事業収入） = 240万円

B（事業の承継を受けた事業者の対象月の月間事業収入） = 10万円

$$240 - 10 \times 12 = 120 > 100\text{万円（上限額）}$$

給付額100万円

B-3 事業承継特例（事業承継を受けた事業者）

■個人事業の開業・廃業等届出書

- ① 税務署受付印が押印されていること。
- ② 「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。
- ③ 2019年分の確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。
- ④ 「開業・廃業等日」欄において開業日が2020年1月1日から同年4月1日までの間とされていること。
- ⑤ 提出日が開業日から1ヶ月以内であり、税務署受付印が押印されていること。

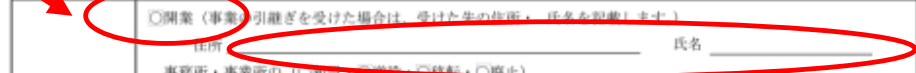
①税務署受付印が押印されていること。



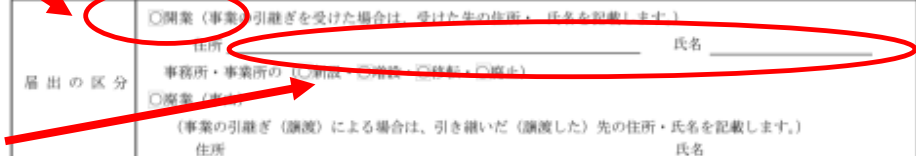
⑤提出日が開業日から1か月以内であること。



②「届出の区分」欄で「開業」が選択されていること。



③2019年分の確定申告書類の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。



④開業日が2020年1月1日から同年4月1日までであること。



※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

1 0 4 0

個人事業の開業・廃業等届出書

税務署受付印

納税地 住所地・ 居所地・ 事業所等(該当するものを選択してください。)

納税地 (〒 - -) (TEL - -)

税務署長 _____

上記以外の住所・事業所等がある場合は記載します。

住所・事業所等 (〒 - -) (TEL - -)

フリガナ _____

氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生

個人番号 _____

職業 _____ フリガナ _____ 原号 _____

個人事業の開業等について次のとおり届けます。

届出の区分 開業(事業)引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。

住所 _____ 氏名 _____

事務所・事業所の(1)新設 (2)増設 (3)移転 (4)廃止

廃業(事務所)

(事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。)

住所 _____ 氏名 _____

所得の種類 不動産所得・ 山林所得・ 事業(農業)所得[廃業の場合……(1)を記入してください。]

開業・廃業等日 開業や廃業、事務所・事業所の増設等があった日 _____ 年 月 日

事業所等を新増設、移転、廃止した場合

新増設、移転後の所在地 _____ (電話) _____

移転・廃止前の所在地 _____

廃業の事由が法人の設立による場合

設立前法人名 _____ 代表者名 _____

法人納税地 _____ 設立登記 _____ 年 月 日

開業・廃業に伴う届出書の提出の有無

「青色申告承認申請書」又は「青色申告の取りやめ届出書」 有・ 無

消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 有・ 無

事業の概要

できるだけ具体的に記載します。

区分	従事員数	給与の定め方	税額の有無	その他参考事項
専従者	人		<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
使用人			<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
計			<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	

源泉所得税の納税の特例の承認に関する申請書の提出の有無 有・ 無

給与を支払を開始する年月日 _____ 年 月 日

関与税理士

(TEL - -)

整理番号	関係部門	A	B	C	番号確認	身元確認
0					<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済
源泉所得税	通信日付印の年月日	確認印	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()			
	年 月 日					

※事業の承継を行った者の死亡により事業承継を受けた場合には、次頁以降の資料を追加提出することで、④及び⑤の年月日は、事業の承継を行った者の死亡年月日から申請日までの間であればよいものとする。

B-3 事業承継特例（死亡による事業承継を受けた場合の補足資料）

事業収入を比較する2つの月の間に事業の承継を行った者の死亡による事業承継を受けた事業者は、P.33の証拠書類等に加えて、下記のいずれかの証拠書類等を提出することにより、本特例の算定式を適用することができます。

※2019年1月から12月の間に事業の承継を受けた場合は、この特例は適用できません。P29の『B-1 2019年新規開業特例』の適用が可能です。

※同一の事業の承継を行った者に係る書類に基づく給付は一度に限るものとします。また、同一の事業の承継を行った者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

イ 所得税の青色申告承認申請書（P.36）

※「5 相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致しており、税務署受付印が押印されていること。

ロ 個人事業者の死亡届出書（P.37）

※「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致しており、収受印が押印されていること。

ハ 準確定申告書類の控（P.38）


※死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、収受日付印が押印されていること。

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

B-3 事業承継特例（死亡による事業承継を受けた場合の補足資料）

■所得税の青色申告承認申請書

- ① 税務署受付印が押印されていること。
- ② 「5 相続による事業承継の有無」の欄において「有」を選択していること。
- ③ 相続開始年月日が申請日より以前であること。
- ④ 被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致していること。



1 0 9 0

所得税の青色申告承認申請書

納税地 住所地・ 居所地・ 事業所等（該当するものを選択してください。）
(〒 - -) (TEL - - -)

上記以外の住所地・事業所等 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。
(〒 - -) (TEL - - -)

フリガナ 氏名 大正 昭和 平成 令和
生年月日 年 月 日生

職業 フリガナ 屋号

令和 年 分以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基因となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なるごとに記載します。）
名称 所在地
名称 所在地

2 所得の種類（該当する事項を選択してください。）
 事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得

3 いままでに青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無
(1) 有 (取消し ・ 取りやめ) 年 月 日 (2) 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日

5 相続による事業承継の有無
(1) 有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 無

6 その他参考事項
(1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）
 複式簿記 ・ 簡易簿記 ・ その他 ()

(2) 備付帳簿名（青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。）
 現金出納帳 ・ 売掛帳 ・ 買掛帳 ・ 経費帳 ・ 固定資産台帳 ・ 預金出納帳 ・ 手形記入帳
 債権債務記入帳 ・ 純勘定元帳 ・ 仕訳帳 ・ 入金伝票 ・ 出金伝票 ・ 振替伝票 ・ 現金式簡易帳簿 ・ その他

(3) その他

開行税理士
(TEL - - -)

税務署整理番号	届出前年度	A	B	C		
0						
通信日付印の年月日		確認印				
年 月 日						

①税務署受付印が押印されていること。

②「5 相続による事業承継の有無」の欄において「有」を選択していること。

③相続開始年月日が申請日より以前であること。

④被相続人の氏名が事業の承継を行った者の氏名と一致していること。

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

B-3 事業承継特例（死亡による事業承継を受けた場合の補足資料）

■個人事業者の死亡届出書

- ① 收受印が押印されていること。
- ② 死亡年月日が申請日以前であること。
- ③ 事業承継の有無を「有」と選択していること。
- ④ 事業承継者の氏名が申請者の氏名と一致していること。

第7号様式

個人事業者の死亡届出書

① 收受印が押印されていること

② 死亡年月日が申請日以前であること

③ 事業承継の有無「有」と選択していること

④ 事業承継者の氏名が申請者の氏名と一致していること

令和 年 月 日		(フリガナ)		(〒 -)	
届出者	住所又は居所		(電話番号 - -)		
	(フリガナ)				
	氏名		印		
____ 税務署長殿		個人番号			
下記のとおり、事業者が死亡したので、消費税法第57条第1項第4号の規定により届出します。					
死亡年月日		平成 年 月 日			
死亡した事業者	納税地				
	氏名				
届出人と死亡した事業者との関係		事業承継の有無 有 ・ 無			
参考事項	事業承継		住所又は居所 (電話番号 - -)		
	氏名				
税理士署名押印		印 (電話番号 - -)			
※税務署処理欄	整理番号		部門番号		
	届出年月日 年 月 日		入力処理 年 月 日		台帳整理 年 月 日
	番号確認	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

B-3 事業承継特例（死亡による事業承継を受けた場合の補足資料）

■ 準確定申告書の控え

- ① 収受印が押印されていること。
- ② 死亡年月日が申請日以前であること。
- ③ 氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること。

※当該欄に相続人の氏名が記載されていない場合には、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」に相続人氏名として申請者の氏名が記載されていることで代替することができます。ただし、当該付表においても収受印が押印されている必要があります。

税務署長 平成 年分の 所得税及び復興特別所得税の 準確定申告書

住所

個人番号

氏名

死亡年月日

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税		計	その他	延納の出	還付される税金の所
			課税される所得金額	税額				
事業等 ⑦	①	⑩	課税される所得金額 (①-②)又は第三表上の③に対する税額又は第三表の④	②⑥	④②	配偶者の会計所得金額 ④⑨	申告期限までに納付する金額 ⑤⑦	郵便局名等 <input type="text"/>
農業 ④	②	⑪	配当控除 ②⑧	②⑦	④③			
不動産 ⑤	③	⑫	特定増改築等区分 ②⑨	②⑧	④④	専従者給与(控除)額の会計額 ⑤⑩	申告書提出時に請求してください(内容を証明するものではありません。)	普通当座 ①
利子 ⑥	④	⑬	住宅借入金等特別控除 ③①	③①	④⑤	青色申告特別控除額 ⑤⑪	※ 所得金額の証明が必要な方は、納税証明書をご利用ください。	②
雑 ⑦	⑤	⑭	政党等寄附金等特別控除 ③②	③②	④⑥	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ⑤⑫	○ この申告書を提出される方は、住民税・事業税の申告書を提出する必要があります。	③
総合課税 ⑧	⑥	⑮	差引所得税額 ③③	③③	④⑦	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ⑤⑬		④
合計 ⑨	⑦	⑯	災害減免額 ③④	③④	④⑧	本年分で差し引く繰越損失額 ⑤⑭		⑤
			再差引所得税額(基準所得税額) ④①	④①	④⑨	平均課税対象金額 ⑤⑮		⑥
			復興特別所得税額 ④②	④②	④⑩	変動・臨時所得金額 ⑤⑯		⑦
			所得税及び復興特別所得税の額 ④③	④③	④⑪	延届納出 ⑤⑰		⑧
			外国税額控除 ④④	④④	④⑫	還付される税金の所 ⑤⑱		⑨
			所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額 ④⑤	④⑤	④⑬			⑩
			所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ④⑥	④⑥	④⑭			⑪
			所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分) ④⑦	④⑦	④⑮			⑫
			所得税及び復興特別所得税の納める税金 ④⑧	④⑧	④⑯			⑬
			所得税及び復興特別所得税の第3期分の税額 ④⑨	④⑨	④⑰			⑭
			運付される税金 ④⑩	④⑩	④⑱			⑮
			合計 ④⑪	④⑪	④⑲			⑯

第一表 ○この用紙は控用です。 復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

① 収受印が押印されていること

② 死亡年月日が申請日以前であること。

③ 氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されていること

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知(メール詳細)により代替することができます。

B-4 罹災特例（罹災の影響を受けた事業者）

災害の影響を受けて、本来よりも2019年の事業収入等が下がっている場合は、2018年又は2019年の罹災証明書等（発行する地域によって名称が異なるため、同義の書類であれば証拠書類等として認められます。）を提出する場合に限り、2019年の事業収入に代えて、罹災した前年の事業収入と比較して、給付額を算定することができます。確定申告書類の控えは、罹災証明書の前年のものを提出して下さい。

様式第 号（第 条関係）

罹 災 証 明 書（ 認定用）

申 請 者 氏 名	
申 請 者 住 所	
被 災 原 因	
被災住家等の所在地	
被災住家等の種類等	
申請者と被災住家等の関係	
罹 災 証 明 内 容	
浸 水 の 有 無 等	

上記のとおり相違ないことを証明する。

第 号
年 月 日

市長 印

*交付No.....

*罹災証明書担当課
処理番号.....

※罹災証明書の名称は各自自治体により異なる場合があります

■ 証拠書類等

- ① 罹災前年分の確定申告書類の控え
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し
- ④ 罹災証明書等（ただし発行年は、2018年又は2019年のものに限りま

2020年開業に関する特例C

■ 給付対象者の特例

● 給付対象者

- (1) **2020年1月から3月の間に事業により**事業収入（確定申告書第1表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方式によるものとする。）（売上）を得ており、**今後も事業を継続する意思があること。**

※事業収入は、証拠書類として提出する確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書を指す。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるものとします。

- (2) 2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、**2020年の開業月から3月までの月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月**（以下「2020新規開業対象月」という。）が存在すること。

※対象月は、**2020年4月から申請を行う日の属する月の前月の間で、ひと月を申請者が任意に選択**できます。

※対象月の事業収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算出することができます。

※2019年1月から12月の間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合は、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月（対象月）が存在する必要があります。（P.47）

注：一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

C-1 2020年新規開業特例（算定式と証拠書類等の特例）

2020年1月から3月の間に開業した場合であって、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2020年の開業月から3月までの月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月（2020新規開業対象月）が存在する場合、以下の①から④の資料を提出することで、本特例を用いることができます。

（④の提出が難しい場合は④' を代替書類として提出して下さい。）

※2019年1月から同年12月の間に開業した場合であって、2019年の事業収入が存在しない（0円）事業者の場合にも本特例を適用できるものとします。

（P.47）

■給付額の算定式

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

S：給付額（上限100万円）

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M：開業月から2020年3月までの開業月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1ヶ月とみなす。）

B：2020新規開業対象月の月間事業収入

■証拠書類等

① 持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）（P.44）

② 通帳の写し

③ 本人確認書類（P.21）

④ 個人事業の開業・廃業等届出書

※開業日が2020年1月1日から3月31日まで

※提出日が2020年5月1日以前

※税務署受付印が押印されていること

又は、事業開始等申告書

※事業開始日が2020年1月1日から3月31日まで

※提出日が2020年5月1日以前

※受付印等が押印されていること

④' 開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある書類

※④' を用いる場合は、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

※持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）において対象月の月間事業収入が記載されるため、2020新規開業対象月の売上台帳は不要です。

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

C-1 2020年新規開業特例（算定例）

■算定例1：2020年2月に開業 2020年6月を2020新規開業対象月とした場合

2020年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	万円			60	40	30	30	20					

開業 ↓ (2月)
 平均50万円 (2月, 3月の平均)
 ▲50%以上 (6月)

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

A (1月から3月までの事業収入)

$$= 60 + 40 = 100 \text{万円}$$

M (開業月から3月までの月数)

$$= 2 \text{ヶ月}$$

B (2020新規開業対象月の月間事業収入)

$$= 20 \text{万円}$$

よって

$$S = 100 \div 2 \times 6 - 20 \times 6$$

$$= 180 > 100 \text{万円 (上限額)}$$

給付額100万円

■算定例2：2020年1月に開業 2020年6月を2020新規開業対象月とした場合

2020年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	万円		20	60	40	30	30	20					

開業 ↓ (1月)
 平均40万円 (1月, 2月, 3月の平均)
 ▲50%以上 (6月)

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

A (1月から3月までの事業収入)

$$= 20 + 60 + 40 = 120 \text{万円}$$

M (開業月から3月までの月数)

$$= 3 \text{ヶ月}$$

B (2020新規開業対象月の月間事業収入)

$$= 20 \text{万円}$$

よって

$$S = 120 \div 3 \times 6 - 20 \times 6$$

$$= 120 > 100 \text{万円 (上限額)}$$

給付額100万円

C-1 2020年新規開業特例（持続化給付金に係る収入等申立書）

■持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）

・2020年1月から対象月までの事業収入（**確定申告書第一表における「収入金額等」の事業欄に記載される額と同様の算定方法によるもの**）が記載されていること。

・税理士による署名または記名押印を得たものであること。

※本申立書に記載された月ごとの売上に関わらず、別途提出する個人事業の開業・廃業等届出書等に記載された開業月、開業月以降の売上を基に、給付額の算定を行います。

持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）

年 月 日

持続化給付金事務局 殿

持続化給付金給付規程（個人事業者等向け）第11条第2項第5号に該当するため、2020年の事業による収入の額について、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

記

1. 申請者氏名等
（署名又は記名押印）

（申請者住所） （申請者電話番号）

2. 対象とする月
 2020年 月 ※選択できるのは、2020年4月から申請日の属する月の前月の間のひと月のみです。

3. 私（申請者）の令和2年（2020年）の事業による売上（収入）金額は以下の通りです（単位：円）

月	事業による売上（収入）金額
1	円
2	円
3	円
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円
11	円
12	円

※開業日の属する月から2020新規開業対象月までの各月の事業による売上を一の位まで記載して下さい。
 ※売上が存在しない月については「0」と記載して下さい。

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記3.の内容を確認しました。
（税理士の署名又は記名押印） （事務所名称）

（事務所住所） （税理士登録番号）

記入した日付を記入して下さい

申請者の署名又は記名押印、住所、連絡先を記入して下さい

2020新規開業対象月を記載して下さい。

開業した日の属する月から2020新規開業対象月までの各月の事業による売上（収入）金額を記入して下さい。
 ※一の位まで記入して下さい。
 ※確定申告に用いられる全ての事業収入の合計額で記入して下さい。一部の事業についてのみ記入することは認められません。

税理士が「3.」の記載が正しいことを確認後、税理士が
 ・署名又は記名押印
 ・事務所名称
 ・事務所住所
 ・税理士登録番号
 を記載して下さい。

※青枠部分は税理士記載欄です。申請者の方は記載しないようにして下さい。

※偽造等による不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

①給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額の返還請求。

②申請者の屋号・雅号・氏名等を公表。不正の内容が悪質な場合には刑事告発。

■個人事業の開業・廃業等届出書

当該届出書は、開業日が2020年1月1日から3月31日であり、かつ当該届出書の提出日が5月1日以前であること。

※收受印（受付印）が押印されていること。

※收受印（受付印）が押印されていること。

提出日が2020年5月1日以前であること。

開業日が2020年1月1日から3月31日までであること。

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

1 0 4 0	
税務署受付印	
個人事業の開業・廃業等届出書	
納税地 <input type="checkbox"/> 住所地・ <input type="checkbox"/> 居所地・ <input type="checkbox"/> 事業所等（該当するものを選択してください。） 〒 - - - - - (TEL - - - - -)	税務署長 _____
上記以外の 住所地 事業所等 〒 - - - - - (TEL - - - - -)	提出日 ____年 ____月 ____日
氏名 フリガナ _____ 生年月日 _____ <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	個人番号 _____
職業 フリガナ _____ 屋号 _____	印
個人事業の開業等について次のとおり届けます。	
届出の区分 <input type="checkbox"/> 開業（事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____ <input type="checkbox"/> 事務所・事業所の（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 増設・ <input type="checkbox"/> 移転・ <input type="checkbox"/> 廃止） <input type="checkbox"/> 廃業（事由） （事業の引継ぎ（譲渡）による場合は、引き継いだ（譲渡した）先の住所・氏名を記載します。） 住所 _____ 氏名 _____	所得の種類 <input type="checkbox"/> 不動産所得・ <input type="checkbox"/> 山林所得・ <input type="checkbox"/> 事業（農業）所得（廃業の場合…… <input type="checkbox"/> 全額・ <input type="checkbox"/> 一部）
開業・廃業等日 開業や廃業、事務所・事業所の新增設等のあった日	____年 ____月 ____日
事業所等を 新增設、移転、 廃止した場合 新增設、移転後の所在地 〒 - - - - - (電話) _____ 移転・廃止後の所在地 〒 - - - - - (電話) _____	代表者名 _____
開業の事由が法人の設立に伴うものである場合 設立法人名 _____ 代表者名 _____ 法人納税地 _____ 設立登記 ____年 ____月 ____日	消費税に関する「課税事業者選択届出書」又は「事業廃止届出書」 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
事業の概要 （できるだけ具体的に記載します。）	
給与等の支払の状況 区分 専従者 _____ 人 従用人 _____ 人 計 _____ 人	給与の定め方 _____
税額の有無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	その他参考事項 _____
源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	給与支払を開始する年月日 ____年 ____月 ____日
関与税理士 _____ (TEL - - - - -)	税務署 整理番号 _____ 関係部門 _____ 受付日付印の年月日 _____ 確認印 _____ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の提出の有無 _____ 番号確認 _____ 身元確認 _____ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()

C-1 2020年新規開業特例（事業開始等申告書）

■事業開始等申告書

当該申告書は、**開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が2020年1月1日から3月31日であり、かつ当該申告書の申告日が5月1日以前**であること。

※**收受印（受付印）**等が押印されていること。

第32号様式(甲) (条例第26条関係)

		新（変更後）	旧（変更前）
事務所 (事業所)	所在地	電話 ()	電話 ()
	名称・屋号		
	事業の種類		
	事業主住所が事務所（事業所）所在地と同じ場合は、下欄に「同上」と記載する。 なお、異なる場合で、事務所（事業所）所在地を所得税の納税地とする旨の書類を税務署長に提出する場合は、事務所（事業所）所在地欄に○印を付する。		
事業主	住所	電話 ()	電話 ()
	フリガナ		
	氏名		
	開始・廃止・変更等の年月日	年 月 日	事由等
※法人設立	所在地		開始・廃止・※法人設立 その他()
	法人設立年月日	年 月 日 (既設・予定)	法人名称
東京都都税条例第26条の規定に基づき、上記のとおり申告します。			
		年 月 日	
		氏名	Ⓜ
都税事務所長 支 庁 長 殿			

※**收受印（受付印）**が押印されていること。

開始を選択していること。

開始・廃業・変更等の年月日に記載した開始日が2020年1月1日から3月31日までであること。

申告日が2020年5月1日以前であること。

(日本工業規格A列4番)

備考 この様式は、個人の事業税の納税義務者が条例第26条に規定する申告をする場合に用いること。

都・個

2019年1月から12月の間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、2020年1月から3月の間に事業により事業収入を得ている場合であって、2020年1月から3月の月平均の事業収入に比べて事業収入が50%以上減少した月が存在する場合にも、以下の①から④の資料を提出することで、本特例を用いることができます。(④の提出が難しい場合は④'を代替書類として提出して下さい。)

■給付額の算定式

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

S：給付額（上限100万円）

A：2020年1月から3月の間の事業収入の合計

M：2019年の事業収入が存在しないために本特例を用いる場合は3

B：2020新規開業対象月の月間事業収入

■証拠書類等

- ① 持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）（P.44）
- ② 通帳の写し（P.20）
- ③ 本人確認書類（P.21）
- ④ 個人事業の開業・廃業等届出書（P.30）
※開業日が2019年1月1日から12月31日まで
※提出日が2020年4月1日以前
※税務署受付印が押印されていること

又は、事業開始等申告書（P.31）

※事業開始日が2019年1月1日から12月31日まで

※提出日が2020年4月1日以前

※受付印等が押印されていること

- ④' 開業日、所在地、代表者、業種、書類提出日の記載がある書類
※④'を用いる場合は、給付までに通常よりも時間を要する場合があります。

※持続化給付金に係る収入等申立書（個人事業者等向け）において対象月の月間事業収入が記載されるため、2020新規開業対象月の売上台帳は不要です。

※e-Taxを用いて提出した場合、各種印は受信通知（メール詳細）により代替することができます。

C-1 2020年新規開業特例 (2019年1月1日から12月31日までに開業した事業者②)

■算定例2：2019年6月に開業 2019年の事業収入「0円」

		↓ 開業											
2019年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	万円						0	0	0	0	0	0	0
													2019年の事業収入が0
2020年	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	万円	20	60	40	30	30	20						
		平均40万円			▲50%以上								

$$S = A \div M \times 6 - B \times 6$$

A (1月から3月までの事業収入)
 = 20 + 60 + 40 = 120万円

M = 3 (2019年に開業して、2019年の事業収入が0円で利用する場合は3)

B (2020新規開業対象月の月間事業収入)
 = 20万円

よって

$$S = 120 \div 3 \times 6 - 20 \times 6$$

$$= 120 > 100万円 (上限額)$$

給付額100万円